

# えびな安全・安心メールサービス

## 7月1日から稼働

市では、今年度を「防災・防犯・交通安全の年」と定めています。その事業の一つとして「えびな安全・安心メールサービス」を7月1日(金)から開始します。これは、あらかじめメールアドレスを登録していただいた市民の方に、防災や防犯、交通安全に関連した情報や緊急連絡をメールでお知らせするものです。

③登録画面の利用規約に同意後、利用したいサービスと地域を選択し、登録する

④本登録完了後、登録者あてに登録完了メールが届きます。

市からはお知らせ：イベントの中止連絡など。《利用するには》携帯電話やパソコンをお持ちの方でメールサービスの利用を希望される方は、次の方法で登録してください(下図参照)。

①あらかじめ [edri@post.jp](mailto:edri@post.jp) と入力し、本文・件名なしで送信してください。住所や氏名等の入力不要。

②仮登録された方の携帯電話かパソコンへ本登録用のメールが届きます。その中にある本登録用サイトのURLから登録画面を表示させてください。

※本登録用のメールが届かない場合は、迷惑メール対策の設定をしている場合がありますので、メールの設定を変更してください。

《サービスの内容》

○防災行政無線情報：市内各所に設置している防災行政無線で放送した内容(火災や行方不明者情報)

○海老名警察署からの通報・災害地震情報等：犯罪や災害情報等

○不審者情報：小中学校等の保護者から学校などへ寄せられた不審者情報

### 市長タウンミーティング開催中!

市長が市内の各地域へ直接出かけて、市政に関する意見や今後の市政運営について市民のみなさんと意見を交わす「市長タウンミーティング」。今回は、「これまで1年5カ月の行政実態と今後の地域の課題」がテーマです。どなたでも参加自由ですので、日時と会場をご確認のうえ、奮ってご参加

#### ◆7月の日程

日にち	会場
2日(土)	本郷コミセン
3日(日)	門沢橋コミセン
9日(土)	杉久保コミセン
10日(日)	大谷コミセン
16日(土)	柏ヶ谷コミセン
17日(日)	社家コミセン

※すべて午後7時～8時30分

えびな安全・安心メールサービス

登録受付窓口

登録画面

登録完了メール

#### 生活安全課 危機管理担当 情報システム課 IT推進担当

詳細は、市ホームページをご覧ください。

※認可保育所や市内小中学校へ通学されているお子さんの保護者への緊急連絡↓保護者の方には、認可保育所や市内小中学校からお知らせします。

※市内の消防団員への火災一次情報↓消防本部からお知らせします。

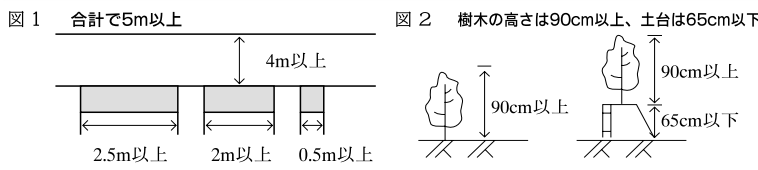
### 緑化奨励制度ご活用を

#### 緑豊かなまちづくりのために

市には、緑豊かなまちづくりを進めるために、緑化奨励制度があります。みなさんもこの制度を活用し、緑化推進にご協力をお願いします。

制度	自然緑地保全区域	自然緑地保存樹木
対象	区域内の樹木が健全で、区域の面積が500㎡以上あること。	幹回り(地上から1.5mの高さ)が1.5m以上、高さ3m以上あり、健全で美観にすぐれている樹木。
指定期間	5年間(所有者等の同意により、指定の更新もできます)	
奨励金額(年額)	固定資産税および都市計画税に相当する額に、100㎡あたり1,500円を加算した額。	樹木1本につき4,000円。
昨年度末の状況	約19.8万㎡を指定済。	樹木139本、並木16本を指定済。

制度	生垣設置	保存生垣
対象となる生垣	①住宅用地で公道等(幅員4m以上で公衆の用に供される私道を含む)に接する生垣の長さが5m以上であること。＝図1参照 ②樹高90cm以上で、植栽本数は1mにつき3本以上を原則とする。 ③樹木の種類は、市長が奨励するもので、健全であること。ただし、イブキ類、ハイビャクシン類を除く。 ④生垣の土台の高さは、宅地面から65cm以下であること。＝図2参照 ⑤その他。	①左の要件を満たすもので、生垣を設置後、5年以上経過していること。 ②指定期間は5年。必要に応じて1回更新することができます。
奨励金額	1mにつき5,000円(端数は切り捨て)。当該年度中、同一敷地内における最高限度額は150,000円。	1mにつき400円(端数は切り捨て)。年度途中で指定を受けた場合で指定期間が6カ月未満に満たない場合は、2分の1の金額となります。
手続き方法等	生垣を設置する前に公園緑地課へ申請してください。	公園緑地課へ申請してください。
昨年度末の状況	平成16年度は、33m設置済。	約3,050m指定済。



【自然緑地保全区域】樹木が健全で、区域内の面積が50平方メートル以上の樹林地は自然緑地保全区域として指定し、所有者等の方には奨励金を交付しています。

【自然緑地保存樹木】幹回り1.5メートル以上など一定の条件を満たす樹木を自然緑地保存樹木として指定し、所有者等の方に奨励金を交付しています。

【生垣設置】住宅地に新たに生垣を設置または植え替えをする方で、一定の条件を満たした場合、所有者等の方に奨励金を交付しています。

【保存生垣】既存の生垣で、樹種等一定の条件を満たすものを保存生垣として指定し、所有者等の方に奨励金を交付しています。

※指定の基準等は上表のとおりです。

公園緑地課緑化担当。

## ストップ・ザ・児童虐待 みんなで防ぎましょう

児童虐待とは、親や親に代わる養育者が子どもに対して行う、身体的暴行や性的虐待・ネグレクト(保護者としての監護を著しく怠る)・心理的虐待をいいます。児童虐待は、家庭という密室の中で行われるため、発見が遅れ重大な結果を招く事件が多くなっています。「おかしい」ときは通告を。

- 「おかしい」と感じたら迷わず通告。通告は義務です。通告者の秘密は守られます。
  - 子育ての悩みを、ひとりで抱え込まない、困った時は相談を。
- 市では、児童福祉法改正により、子ども相談員を4月から配置しています。お気軽にご相談ください。

児童福祉課子ども相談員、または厚木児童相談所 ☎224・1111(代)